

奥多摩町個人情報保護法施行条例

令和5年3月17日
条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置)

第4条 町の機関は、本人の委任による代理人により、法第76条第2項の規定による開示請求、法第90条第2項の規定による訂正請求又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、本人の意思を確認することができる。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第5条 町の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第9号）に規定する奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則等により町の機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(奥多摩町個人情報保護に関する条例の廃止)

第2条 奥多摩町個人情報保護に関する条例(平成15年条例第27号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第10条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者
- (3) この条例の施行日前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第21条第1項又は第24条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行日前に改正前の奥多摩町情報公開に関する条例(平成12年条例第63号。以下「旧情報公開条例」という。)第14条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する奥多摩町情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)に、旧情報公開条例第13条の2の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第14条第6項の規定による職務上知り得た旧個人情報を漏らしてはならない義務については、この条例の施行日以後も、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がなく、この条例の施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとする。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行日前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号及び第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行日前において旧

実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。

7 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の罰則の適用については、その失効後も、なお従前の例による。